

司法書士とともに

成年後見

を考える

りーかまるさぽーと にゅーす

legal support news

民法改正で
トラブル回避

vol.1

遺言を

書くのって

案外カンタンかも？

アトの人がナイと困る、

遺言を書いてみませんか？

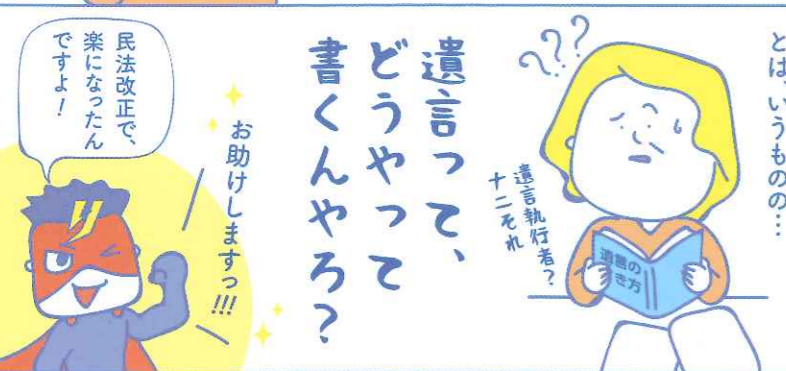
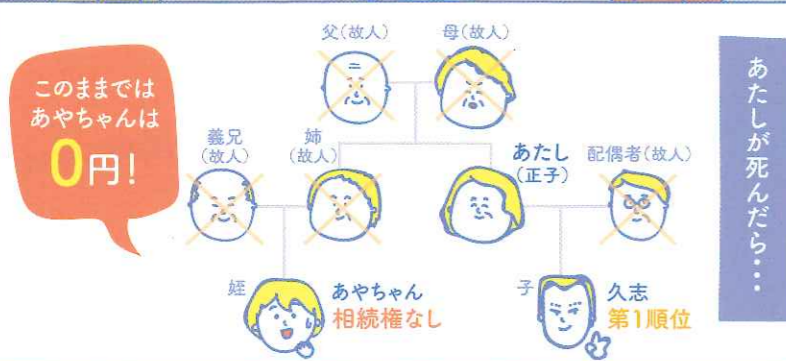


マンガでワカル相続あれこれ

Vol.1

放蕩息子にとられるなんて~!!

某老人ホームにて……



「遺言書」の法律も時代にあわせて、変化しているんですよ。

「色々な手続や書類が必要だし、めっちゃ面倒…」と思われる遺言書作成ですが、遺言書を残す手間を少しでも省けるよう、時代にあわせて法制度も変化しているんですよ!



Point ① 遺言書は手書きが基本。でも、すこし楽になったんです。

自筆証書遺言の方式緩和 2019年1月13日施行

前制度

自筆証書遺言を作成する場合には**全文を自書**する必要があります。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



改正制度

自書によらない**財産目録**を添付することができます。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



※財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。
※遺言書の本文は、これまでどおり手書きで作成する必要があります。

Point ② 法務局に、遺言書を保管できるようになります。

法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設 2020年7月10日施行

自筆証書遺言を法務局でも保管できるようになります。これにより遺族らは、遺言の実行に際して**家庭裁判所の検認が不要**になります。相続人は費用や手間の負担も減ります。



※保管の申請は、作成した本人が法務局に来て手続を行う必要があります。



おまけの解説

「自分の思い」をカタチにするために遺言は大切です。

遺産を相続できる**法定相続人=生前お世話になった人、とは限りません**。法定相続人以外に財産を残したければ、その旨を**遺言に明記**する必要があります。もし遺言がなければ、法定相続人の間で話し合う「遺産分割協議」となりますが、人数が多ければとても大変ですし、全員の合意を得られなければ相続ができず、裁判沙汰になることも…。**遺言には、相続にまつわるトラブルを事前に防ぐというメリットもあるのです。**



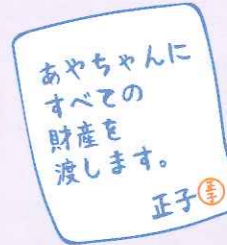
遺言の方式は大きく2種類

じひつしょうしょゆいごん
自筆証書遺言

こうせいしょうしょゆいごん
公正証書遺言

自書能力さえ備わっていれば、いつでも自らの意思に従って作成できるという、自由度の高い方式です。

専門家である公証人の関与のもと厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという、信頼性の高い方式です。



思いどおりに「自筆証書遺言」が作成できるか不安… 作業や手続も面倒… 公証人を選び、**公正証書遺言**を残す方が、あとあとのトラブルも減らせます。

遺言書の作成をプロにお願いするメリット

- ✓ 自分の思いを確実に反映させられる文面をアドバイス!
- ✓ 形式の不備で無効にならない!
- ✓ 最善の遺言を作成するためのアドバイスがもらえる!
- ✓ 必要書類も集めてもらえる!
- ✓ 自筆が無理な状態でも作成できる!
- ✓ 相続がスムーズに進められる!



「認知症」と診断されてしまったけれど、遺言できないの?

いえいえ、そんなことはありません! ただ、「認知症」と診断されてしまった場合、手続が非常にむずかしくなる可能性があります。

「成年後見制度」やその他の手段も考えられますので、まずリーガルサポートまでご相談ください。

リーガルサポートにお任せください

「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守るよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの電話相談

Tel. **06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00～16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

毎週木曜

〈祝日は除く〉

13:00～16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. **06-4790-5643**
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東 / 司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

〈祝日は除く〉

13:30～16:30

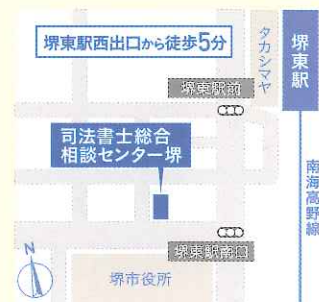
〈受付〉15:40まで

完全予約制

Tel. **06-6943-6099**

平日10:00～16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel.06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)